

横浜国立大学における安全保障研究審査委員会要項

令和7年11月10日

学 長 裁 定

(設置)

第1条 横浜国立大学に、安全保障研究に係る競争的研究費制度等(内閣府の定義に基づき、科学研究費助成事業等の「競争的研究費」のほか、公募により獲得する研究費の全て並びに公募を要しない共同研究及び受託研究を含む。以下「競争的研究費制度等」という。)にかかる研究課題への応募等する場合における事前審査等を行うため、横浜国立大学における安全保障研究審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を任務とする。

- (1) 安全保障研究に係る研究課題への応募の適切性を審査すること。
- (2) 前号の審査を経て採択された研究課題のフォローアップに関すること。
- (3) その他安全保障研究に関すること。

2 委員会は、前項の任務に当たっては、社会的影響、自律性、公開性等の複数の観点から総合的に判断しなければならない。

3 委員会は、審査を申請する者(以下「申請者」という。)に、ヒアリングを行うことができる。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 委員長が指名する理事又は副学長 1人
- (3) 教育学研究科及び各研究院の長のうち、委員長が指名する者 1人
- (4) 審査対象の研究等に関し専門的知識を有する者のうちから委員長が指名する者 1人
- (5) その他委員長が必要と認める者 若干人

2 前項第1号の委員は、学長が必要と認める場合には、研究を担当する理事又は副学長をもって充てることができる。ただし、前項第2号の者と兼ねることはできない。

3 前項に規定する場合において、研究を担当する理事又は副学長は、第2条第1項の審査結果を学長に報告するものとする。

4 第1項第2号から第5号の委員は、委員長が委嘱する。

(任期)

第4条 前条第1項第2号から第5号の委員の任期は、委員長が委嘱の都度定めるものとし、再任を妨げない。

(委員長)

第 5 条 委員会に、委員長を置き、第 3 条第 1 項第 1 号の委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(議事)

第 6 条 委員会は、委員の 3 分の 2 以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審査の申請)

第 7 条 申請者は、競争的研究費制度等ごとに定める期日までに、別に定める審査申請書により、学長に申請するものとする。

(審査結果の通知)

第 8 条 学長は、第 2 条第 1 項第 1 号の審査結果を踏まえ、応募等の可否を決定し、別に定める審査結果通知書により、申請者に通知するものとする。

(研究計画の変更)

第 9 条 申請者は、応募等が承認された研究(以下「承認研究」という。)について、研究計画を変更する場合は、別に定める研究計画変更審査申請書により、学長に申し出なければならない。

2 学長は、前項の申出を受けたときは、変更内容を確認し、必要に応じて委員会の審査を行うものとする。

(フォローアップ)

第 10 条 委員長は、委員会に対して、年度ごと又は研究計画終了時に、別に定める研究実施報告書の提出を申請者に求め、承認研究の実施状況の評価を行わせるものとする。

2 委員長は、前項の評価の結果、大学の基本理念に反する研究活動、特に軍事的な研究と判断した場合は、当該研究の中止又は計画の変更等の措置を講ずることができる。

3 委員長は、採択された承認研究の研究成果が当初目的と異なる進化・発展を経ることで、申請者や本学の社会的信頼を失墜させることがないように必要な措置を講ずるものとする。

(事務)

第 11 条 委員会の事務は、研究・学術情報部研究推進課において処理する。

(雑則)

第 12 条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要項は、令和7年11月10日から施行する。